

○福岡県警察庁内管理規程

平成10年8月20日

福岡県警察本部訓令第14号

福岡県警察庁内管理規程を次のように定める。

福岡県警察庁内管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県警察の庁内管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 庁内管理については、福岡県庁内管理規則(昭和43年福岡県規則第50号)、福岡県事務委任規則(昭和40年福岡県規則第22号。以下「事務委任規則」という。)、内閣及び総理府所管国有財産取扱規則(昭和52年総理府訓令第2号)その他別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 庁舎 福岡県警察の事務の用に供する建物及びこれに附属する建物その他の工作物等(塀、柵、樹木等を含む。)をいう。
- (2) 庁内 庁舎及びその用地をいう。
- (3) 庁内管理 庁内の使用規整、秩序の維持及び災害等の防止を図ることをいう。
- (4) 所属 警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (5) 所属長 所属の長をいう。
- (6) 本部庁舎 警察棟(事務委任規則第77条第2号に規定する警察棟をいう。)の庁舎をいう。

(平24本部訓令3・本条一部改正)

(総括責任者)

第4条 庁内管理の総括責任者は、警察本部長とする。

(庁内管理者)

第5条 庁内管理者は、次表に掲げる者をもって充てる。

区分	庁内管理者
本庁の庁内	総務部長
出先機関の庁内	当該出先機関の所属長

(室内管理者)

第6条 本庁並びに出先機関のうち地域部自動車警ら隊、刑事部機動捜査隊及び北九州市警察部の室内管理者は、次表に掲げる者をもって充てる。

区分		室内管理者
本庁	本部庁舎	所属長
	その他の庁舎	所属長が指定する職員
出先機関	地域部自動車警ら隊	地域部自動車警ら隊長
	刑事部機動捜査隊	刑事部機動捜査隊長
	北九州市警察部	北九州市警察部機動警察隊長

(平14本部訓令16・平21本部訓令18・本条一部改正・平24本部訓令3・本条全部改正)

(警備員等)

第7条 本部庁舎の庁内に警備員等を配置する。

(火元等取締り)

第8条 本庁の防火管理者は、次表に掲げる者をもって充てる。

区分	防火管理者
本部庁舎	総務部施設課長
その他の防火対象物	当該防火対象物を所管する所属長が指定する職員

(運用細則)

第9条 この訓令の運用に関し、必要な細目的事項は、別に定める。